

日本赤十字放射線技師会表彰規定

第1条 この規定は日本赤十字放射線技師会会則第29条に基づき、本会に功績のあった者の表彰について必要な事項を定める。

第2条 本会会員で次の各項に該当するものは本規定により表彰する。

1. 功労賞 本会の発展に関し、功績が抜群である者又は顕著な貢献があった者。
2. 奨励賞 放射線技術学の研究奨励に値する者。
3. 感謝状 海外派遣等に従事し貢献された者。
本会の名誉を高揚した者。
4. 最優秀発表・優秀発表賞 業務研修会研究発表において優秀な発表をした者。

第3条 表彰に該当するものについては、所定の様式によりブロック理事からの推薦により行う。

第4条 表彰者の選考は表彰委員会によって行い、理事会の承認を得るものとする。

2. 奨励賞は學術部の推薦により、表彰委員会で選考を行い、理事会の承認を得るものとする。

第5条 表彰者の選考にあたっては次の各項を勘案するものとする。

1. 本会に入会后技師会費を完納した者。
2. 功労賞は同一人には1回を原則とする。
3. 奨励賞は受表彰内容が異なれば同一人に2回以上贈ることができる。
4. 奨励賞は施設を表彰者にすることができる。
5. 最優秀発表・優秀発表賞は発表内容が異なれば同一人に2回以上贈ることができる。

第6条 表彰は毎年1回総会において行うものとする。

2. 最優秀発表・優秀発表賞の表彰は、座長及び學術部の推薦をもって、研修会プログラム委員会で選考し、研究発表終了後行うものとする。

第7条 表彰は表彰状を授与して行うものとする。

2. 前項の表彰状には副賞を添えることができる。

第8条 この規定に定めるもののほか必要な事項は会長が理事会にはかり定める。

第9条 この規定の改廃は理事会の議決によるものとする。

第2条 1の補則

1. 次年度退職者も功労賞の該当者とする。尚、会に対して不利益を生じさせた者に関しては対象外とする。
2. 退職の日において、日本赤十字技師会に入会し勤務25年以上・年齢55歳以上の会員も表彰の対象とする。
3. 表彰を受けるべき者が死亡したときは、在職又は生前の日付にさかのぼってこれを表彰することができる。

附 則

この規定は昭和28年11月15日より施行する。

昭和62年 8月27日改正

平成 2年 4月 5日改正

平成10年 5月27日改正

平成21年 4月10日改正